

令和6年6月5日

工事請負入札参加有資格者の方へ

大阪広域環境施設組合

令和6年度の公共工事の前払金の特例に係る取扱いについて

大阪広域環境施設組合では、前払金の使途を拡大する特例措置について、国の前払金の使途拡大の取扱いに準じて、令和6年度発注工事の前払金の使途を拡大します。

【使途拡大内容】

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します。（これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25となります。）

【本特例措置の対象となる工事】

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。

【特例措置の適用及び手続き】

- 1 令和6年7月1日以降に発注する工事より適用します。（当初契約から適用）
- 2 本特例措置の対象となる工事のうち、1以前に請負契約を締結した工事についても、特例措置を適用することが可能としますが、当該請負契約における前払金の使用等の特例に係る規定を追加することが必要であるため、特例措置の適用を希望する場合は、次の手続きを行ってください。（変更契約により適用）
 - (1) 請求方法
別紙の書面により特例の適用を請求してください。
 - (2) 請求先
大阪広域環境施設組合総務部経理課契約担当

(本通知に関する問合せ先)

大阪広域環境施設組合総務部経理課契約担当（06-6630-3349）

※前払金の払出については、西日本建設業保証株式会社（06-6543-2711）へお問い合わせください。参考（<https://www.wjcs.net/maebarai/harai.php>）

令和 年 月 日

様

住所又は事業所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

令和6年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用について

令和 年 月 日付け契約締結した次の工事について、令和6年度における公共工事の前金払の特例に係る取扱いの適用を請求します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負代金額

※令和6年度の公共工事の前金払の特例に係る取扱い

1 特例措置の対象となる工事

特例の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとする。

2 特例措置における前払金の使途拡大内容

前払金の使途について、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に拡大する。なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とする。